

2020年6月

新型コロナウイルス感染症の影響下における取引先に対する債権（売掛金、賃料等）の免除

国税庁は、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に鑑み、当面の税務上の取扱いに関するFAQを公表し、その中で、復旧支援のために、賃料の減額やチケット料・スポンサー料の払戻し辞退をした場合について、一定の要件の下で寄附金に当たらないとする取扱いを示しています。

これらの取扱いは、災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等に関する解釈を示した法人税基本通達9-4-6の2の具体的場面への当てはめを示したものであり、あくまで例示ですので、それ以外の場面でも通達の要件を満たせば寄附金に当たらないものとして取り扱われます。そこで、本稿では、法人税基本通達9-4-6の2の要件について解説します。

また、上記通達の要件を満たさない場合でも、他の通達が定める要件を満たせば寄附金に当たらないものとして取り扱われますので、それらの取扱いについても併せて解説します。

1 改正通達及び新型コロナウイルス感染症FAQの概要

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大等を受けて、国税庁は、法人税基本通達等の改正<sup>1</sup>を行うとともに、「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」<sup>2</sup>（以下「新型コロナウイルス感染症FAQ」といいます。）を公表しました。

本稿のテーマである取引先に対する売掛債権の免除等については、法人税基本通達9-4-6の2及び租税特別措置法関係通達61の4(1)-10の2の改正が行われています。

さらに、新型コロナウイルス感染症FAQでは、復旧支援のために賃料の減額や、チケット料・スポンサー料の払戻しを辞退した場合に、一定の要件の下で寄附金に当たらない

いとする取扱いが示されていますが、これらの取扱いは、いずれも上記改正後の法人税基本通達9-4-6の2における解釈を具体的事例に当てはめて例示したものです。

2 寄附金課税の概要

法人税法第37条は、一定金額を超える寄附金の額の損金不算入を定めており、ここでいう「寄附金」とは、裁判例において「金銭その他の資産又は経済的利益を対価なく他に移転する場合であって、その行為について通常の経済取引としては是認することができる合理的理由が存在しないものを指す」<sup>3</sup>と解されています。

債務免除については、その免除部分が回収不能である場合には、その部分の債権は実質的にみて無価値であることから「経済的利益を対価なく他に移転する」行為とはいえません。法人税基本通達9-6-1（金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ）は、このように免除部分が回収不能である場合に、寄附金として取り扱わないことを前提として、貸倒損失の損金算入を認めるものです。

他方、上記の「寄附金」の理解によれば、免除部分が回収不能とまではいえない場合でも、「通常の経済取引としては是認することができる合理的理由」があれば寄附金に当たりません。法人税基本通達9-4-1（子会社等を整理する場合の損失負担等）、9-4-2（子会社等を再建する場合の無利息貸付け等）、9-4-6の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）は、上記の「合理的理由」が認められる場合を示したものです。

3 法人税基本通達9-4-6の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）の解説

(1) 概要

法人税基本通達9-4-6の2（以下「本通達」といいます。）は、平成7年1月の阪神・淡路大震災に際して公表された個別通達が基本通達として整理されたものです。

その趣旨については、国税庁関係者による解説書において、「納品した商品等が災害により被災した、あるいは取引先が被災したといった事情がある場合に、その取引先が

【本号監修・執筆者（弁護士）】

監修：米倉 裕樹 ([h-yonekura@kitahama.or.jp](mailto:h-yonekura@kitahama.or.jp))

執筆：安田 雄飛 ([yyasuda@kitahama.or.jp](mailto:yyasuda@kitahama.or.jp))

◆本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係

(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088 (代) / FAX 06-6202-1080

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F  
TEL 03-5219-5151 (代) / FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990 / FAX 092-263-9991

<https://www.kitahama.or.jp/>

通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間内において、復旧支援を目的として売掛金等の債権を免除するときは、取引条件の修正等といった実質にあると考えられる」ことから、寄附金に当たらないものと説明されています<sup>4</sup>。これは、上記 2 の裁判例の考え方との関係では、「取引条件の修正等といった実質にある」債務免除については、「通常の経済取引として是認することができる合理的理由」があるため寄附金に当たらないとしたものとみることができます。

本通達の内容は、次のとおりです（租税特別措置法関係通達 61 の 4 (1) -10 の 2 は、同様の要件の下で交際費等に該当しないものとして取り扱う旨を定めています。）。

**〔災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等〕**

法人税基本通達 9-4-6 の 2 法人が、災害を受けた得意先等の取引先〔…〕に対してその復旧を支援することを目的として災害発生後相当の期間（災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいう。〔…〕）内に売掛金、未収請負金、貸付金その他これらに準ずる債権の全部又は一部を免除した場合には、その免除したことによる損失の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

既に契約で定められたリース料、貸付利息、割賦販売に係る賦払金等で災害発生後に授受するものの全部又は一部の免除を行うなど契約で定められた従前の取引条件を変更する場合及び災害発生後に新たに行う取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様とする。〔…〕

（注）1 「得意先等の取引先」には、得意先、仕入先、下請工場、特約店、代理店等のほか、商社等を通じた取引であっても価格交渉等を直接行っている場合の商品納入先など、実質的な取引関係にあると認められる者が含まれる。

2 本文の取扱いは、〔…〕新型コロナウイルス感染症等〔新型コロナウイルス感染症含む。〕が発生し、入国制限又は外出自粛の要請など自己の責めに帰すことのできない事情が生じたことにより、売上の減少等に伴い資金繰りが困難となった取引先に対する支援として行う債権の免除又は取引条件の変更について同様とする。

※ 本稿において、引用文中の〔 〕内及び下線は筆者が付したものであり、下線は今回の改正により付加された部分です。

以下、新型コロナウイルス感染症 FAQ で新たに示された考え方も踏まえつつ、本通達の要件について解説します。

**(2) 要件 I : 「得意先等の取引先」**

「得意先等の取引先」には、本通達の（注）1 において、「実質的な取引関係にあると認められるものが含まれる」ことが明らかにされています。また、国税庁関係者による解説書においては、何らかの取引関係があれば、親子会社間における売掛債権についても本通達の適用があると説明されています<sup>5</sup>。

**(3) 要件 II : 「災害〔…〕の復旧を支援することを目的として」**

**ア 「災害〔…〕の復旧を支援することを目的として」の意義**

新型コロナウイルス感染症の影響下で行われた債務免除が「災害〔…〕の復旧を支援することを目的として」なされたものとして本通達の適用が認められるためには、①取引先が「売上の減少等に伴い資金繰りが困難となった」こと、②そのような資金繰りの悪化が「新型コロナウイルス感染症が発生し、入国制限又は外出自粛の要請など自己の責めに帰すことのできない事情が生じたこと」によるものであることが必要とされています（本通達（注）2）。

もっとも、上記（1）のとおり、本通達は、免除した債権額が回収不能であることを前提とするものではなく、あくまで「通常の経済取引として是認することができる合理的理由」があることを理由として寄附金に当たらないとする趣旨のものと解されますので、上記①②の判断も、債務免除による支援が、通常の経済取引として是認できる範囲内のものであるかどうかという観点からなされるべきものと考えられます。したがって、「資金繰りが困難となった」といっても、必ずしも、債務者が債務超過状態にあることや、免除した債権額が回収不能であることが要求されるものではないと考えられます。

国税庁が東日本大震災の発生に伴い公表した「災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱い FAQ」（令和元年 7 月最終更新<sup>6</sup>、以下「災害 FAQ」といいます。）においても、「〔本通達にいう〕復旧支援は、それを行うかどうかは個々の企業の判断に寄らざるを得ない」という考え方を前提に、被災した法人の復旧支援のための売掛債権の免除が一部の法人のみによっておこなわれていたとしても本通達の要件を満たし得るとの考え方が示されています<sup>7</sup>。このこととの関係でも、「災害〔…〕の復旧を支援することを目的として」なされたかどうかの判断に当たっては、通常の経済取引と評価できる範囲で、個々の企業の経営判断が尊重され得るものと考えられます。

**イ 賃料の減額の取扱い**

新型コロナウイルス感染症 FAQ においては、賃料の減額について、「例えば、次の条件を満たすものであれば、〔…〕寄附金として取り扱われることはありません」との考え方が示されています<sup>8</sup>。

- ① 取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること
- ② 賃料の減額が、取引先等の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること
- ③ 賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間内に行われたものであること

このうち③の「相当の期間」は、本通達の「災害発生後相当の期間」と同じ意味と解されますが、①②は、本通達の債務免除が「災害〔…〕の復旧を支援することを目的として」行われたものであることという要件を満たす場面を、賃料減額に即して具体的に明示したものと考えられます。

ここで、①の「収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は事業継続が困難となるおそれが明らかであること」については、「そのことが書面などにより確認できること」とは明記されておりません。これらの収入の減少等についても、賃借人から計数的な資料等を入手できるのであれば、それが寄附金課税のリスクをより確実に回避するための対応として望ましいといえますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響下においては、必ずしもそのような資料の提出がなくとも、上記の収入減少等について判断し得る場合も少なくないと考えられます。

他方、②の「賃料減額が、取引先等の復旧支援〔…〕を目的としたもの」であることについては、「そのことが書面などにより確認できること」と明記されています。もっとも、ここでの「書面」は、復旧支援の「目的」の認定に困難が伴うことが予想されることから、その「目的」の立証の方法として特に書面による方法を例示したものと考えられ、収入の減少等を直接確認できる書面を要求する趣旨のものではないと考えられます。国土交通省の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（補足その2）」<sup>9</sup>においては、税務署より求められる「新型コロナウイルス感染症の影響により取引先に対して賃料を減免したことを証する書面」として次のような様式例が示されており、ここでも、要求される「書面」があくまで「目的」を確認するためのものであることが前提とされているといえます。

#### 覚書（例）

【不動産所有者等名】（以下「甲」という。）と【取引先名】（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した〇〇年〇月〇日付「建物賃貸借契約書」（以下「原契約」という。）及び原契約に関する締結済みの覚書（以下「原契約等」という。）に関し、乙が新型コロナウイルス感染症の流行に伴い収入が減少していること等に鑑み、甲が乙を支援する目的において、以下の通り合意した。

第1条 原契約第△条に定める賃料を令和2年×月×日より令和2年▲月▲日までの間について、月額□□円とする。

第2条 本覚書に定めなき事項については、原契約等の定めによるものとする。

#### ウ 賃料以外の売掛債権等の免除について

新型コロナウイルス感染症 FAQ において示された賃料減額が寄附金に該当しないための「条件」は、上記イのとおり、本通達の要件への当てはめを具体的に示したもので

すので、賃料以外の売掛債権等の免除についても、同様の条件を満たせば、本通達の要件を満たすものと考えられます。

したがって、例えば、債務者の収入が減少して事業継続が困難となるおそれが明らかであり、かつ、復旧支援目的であることが書面に明記されている場合には、本通達の「災害〔…〕の復旧を支援することを目的として」との要件を満たすものとして取り扱われるものと考えられます。

新型コロナウイルス感染症 FAQ においては、上記イの賃料減額のケースのほか、新型コロナウイルス感染症の影響で観劇等が公演中止となった場合に企業がチケットの払戻しを辞退するケースや、Jリーグクラブにおける試合数の減少や無観客試合の増加によりスポンサー企業がクラブに対して求め得るスポンサー料の払戻しを辞退するケースについて取扱いが示されています。いずれのケースにおいても、債務者において「事業継続が困難」となっていることや、払戻しの辞退が復旧支援目的で行われることが書面により確認できることを前提として、寄附金に当たらないとする考え方が示されており、これらの取扱いも、賃料減額のケースと基本的に同じ考え方によるものと考えられます。

#### エ 「事業継続が困難となるおそれが明らか」とまでいえない場合

上記イ及びウのとおり、新型コロナウイルス感染症 FAQ においては、債務免除が「災害〔…〕の復旧を支援することを目的として」行われたことという本通達の要件を満たす場合として、債務者において「事業継続が困難となった」か、あるいは「事業継続が困難となるおそれが明らかである」事例が示されています。

しかしながら、これらはあくまで例示にすぎません（賃料の減額が寄附金に当たらないものとして取り扱われるための上記イの「条件」についても、「例えば」と記載されています。）ので、「事業継続が困難となるおそれが明らか」とまではいえないとしても、本通達の要件を満たすと主張する余地も残されていると考えられます。

#### (4) 要件Ⅲ：「災害発生後相当の期間」

「災害発生後相当の期間」とは、「災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいう」と定義されており（本通達本文括弧書）、休業期間に限らず、「通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間」がこれに含まれています。

災害 FAQ においては、この「通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間」の例として、「店舗等の損壊によりやむなく仮店舗により営業を行っている場合」が挙げられています<sup>10</sup>。新型コロナウイルス感染症の影響に即して例を挙げれば、飲食店がテイクアウト・デリバリー

のみで営業を行う期間や、あるいは大幅に席数を減らして営業を行う期間などもこれに当たり得ると考えられます。

他方で、国税庁関係者の解説によれば、「店舗等の営業拠点は復旧したが、被災に伴う取引の中断等を契機として事業規模が縮小し、債務超過の状態が継続しているような場合は「復旧過程にある期間」に当たらないと説明されています<sup>11</sup>。これによれば、債務免除が災害発生後相当の期間内に行われたという本通達の要件を満たすためには、債務免除が行われた時点における営業活動の規模・態様が災害発生前と異なるというだけでは不十分で、近い将来において通常の営業活動の再開を予定していることが要求されるものと考えられます。したがって、上記の新型コロナウイルス感染症の飲食店の例に即していえば、業態をテイクアウト・デリバリーのみに切り替えて店内飲食の再開を予定しない場合や、より小規模な店舗に完全に移転した上で店内飲食を再開する場合などは「復旧過程にある期間」に当たらないと判断されるおそれがあります。

もっとも、本稿執筆時点（令和2年6月8日）において、緊急事態宣言が全国で解除される一方、一部業種・地域で休業要請等が継続され、第二波による緊急事態宣言の再発令、外出自粛の再要請も懸念される状況にあり、いつまで「災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間」に当たるのか、判断が難しい場面が生ずることが予想されます。

#### (5) 要件Ⅳ：「売掛金、未収請負金、貸付金その他これらに準ずる債権の全部又は一部」

本通達の表題には「売掛債権の免除等」とありますが、本文では「貸付金」「に準ずる債権」まで含まれていますので、本通達の対象となる債権の範囲は広いものと考えられます。

#### (6) 要件Ⅴ：「免除した場合」

債務免除の方法については、「どのような方式によるものであっても差し支えなく」、「公正証書」による必要はないが、「口頭による申出については、免除等を行ったことが確認できないという実務上の問題があることから、書面をもって行うことが前提とされている」と説明されています<sup>12</sup>。

あくまで債務免除を行った事実を立証できれば良いのですが、その有無について後日の紛争を回避するためには、基本的に免除額を明記して書面により債務免除を行うべきと考えられます。

### 4 他の通達の適用可否

#### (1) 法人税基本通達 9-6-1（金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ）

取引先に対する債務免除が、本通達の要件を満たさない場合、あるいは、満たすかどうか疑義がある場合には、他の通達の要件を満たすかどうか併せて検討すべきものと考えられます。

特に、債務免除が「災害発生後相当の期間」内に行われたか否かの判断には困難が伴うことが予想されますが、債務免除の時期が遅れた場合、①「債務者の債務超過の状態が相当期間継続し」、②「その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる」との要件を満たせば、免除額を明記して書面により債務免除を行えば、法人税基本通達 9-6-1 の (4) が適用されます。

このうち、①の「相当期間」とは、実務上、3～5年が目安ともいわれておりますが、国税庁の質疑応答事例においては、「債権者が債務者の経営状態をみて回収不能かどうかを判断するために必要な合理的な期間をいいますから、形式的に何年ということではなく、個別の事情に応じその期間は異なる」と説明され<sup>13</sup>、また、「債務者が天災地変などで回収不能の損害を受け、それが基因となって債務超過の状態とな」った場合には、相当期間はごく短期間となるとする見解もあります<sup>14</sup>。

次に、②の「金銭債権の弁済を受けることができない」については、「債権の特定された一部（免除対象部分）について、その全額が回収不能であることが客観的に明らかであることが必要」と解されています<sup>15</sup>。この回収不能の判断は、子会社等に対する債務免除の場合は、実務上、かなり厳格になされています。他方、資本関係や同族関係などの特別な関係がない第三者に対する債務免除については、国税庁の質疑応答事例において、「金銭債権の回収可能性を十分に検討した上で、やむなく債務免除を行うというのが一般的かと思われますので、一般には同通達〔法人税基本通達 9-6-1 の (4)〕の取扱いにより貸倒れとして損金の額に算入されます」との考え方も示されており、比較的、回収不能であると認められやすいものと考えられます。もっとも、このような第三者に対する債務免除であっても、債務免除後において、同じ債務者から別の債権について現に返済がなされ場合には、債務免除がなされた債権についても回収不能であったとはいえないと判断されるおそれがありますので、債務免除後も債務者と取引を継続する場合にはこの点特にご注意ください。

このほか、法人税基本通達 9-6-1 の (1)～(3)は、裁判所の再生計画等の認可決定や利害関係のない第三者のあっせんによる場合の貸倒れの損金算入を認めています。これらの定めにおける要件は、同 (4) の要件に比して明確ですので、(1)～(3)の要件も満たすとの整理で貸倒れ処理できるのであれば、後日の紛争回避の観点から有益と思われる。

(2) 法人税基本通達 9-4-1 (子会社等を整理する場合の損失負担等)、9-4-2 (子会社等を再建する場合の無利息貸付け等)、

法人税基本通達 9-4-1 及び 9-4-2 は、子会社等を整理・再建する場合の債権放棄等が、経済合理性の観点から寄附金に当たらないものとして取り扱われる場合について定めています。これらの通達にいう「子会社等」には、債権者と資本関係を有する者のほか、取引関係等において事業関連性を有する者が含まれるとされています(法人税基本通達 9-4-1 の(注))<sup>1</sup>ので、取引先に対する債務免除についても、これらの通達の要件を満たすかどうか、併せて検討するのが良いと思われます。

以 上

<sup>1</sup><https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2004xx/index.htm>

<sup>2</sup><https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

<sup>3</sup> 東京地判決平成 21 年 7 月 29 日判時 2055 号 47 頁及びその控訴審である東京高判平成 22 年 3 月 25 日税資 260 号順号 11405。同様に合理的な理由の有無を寄附金の判断基準とした裁判例として、大阪地判昭和 38 年 3 月 30 日行集 14 卷 3 号 523 頁、大阪高判昭和 53 年 3 月 30 日高裁民集 31 卷 1 号 63 頁、東京高判平成 4 年 9 月 24 日行集 43 卷 8-9 号 1181 頁、福井地判平成 13 年 1 月 17 日訟月 48 卷 6 号 1560 頁等。

<sup>4</sup> 佐藤友一郎編著「法人税基本通達逐条解説(9訂版)」(税務研究会・2019) 931 頁。

<sup>5</sup> 前掲注 4 佐藤 932 頁。

<sup>6</sup>[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/pdf/0018007-094\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/pdf/0018007-094_01.pdf)

<sup>7</sup> 災害 FAQ [Q16]。

<sup>8</sup> 新型コロナウイルス感染症 FAQ「5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係」問 6。

<sup>9</sup><https://www.zentaku.or.jp/wp-content/uploads/2020/04/200417j-2.pdf>

<sup>10</sup> 災害 FAQ [Q17]。

<sup>11</sup> 前掲注 4 佐藤 933 頁。

<sup>12</sup> 前掲注 4 佐藤 933 頁。

<sup>13</sup> 国税庁質疑応答事例「第三者に対して債務免除を行った場合の貸倒れ」(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/16/03.htm>)。

<sup>14</sup> 山本守之「貸倒れの判定基準を検証する」税務事例研究 109 号 14 頁。原一郎「貸倒損失」日税研論集 42 卷 228 頁も同旨。

<sup>15</sup> 大阪高判平成 17 年 2 月 18 日税資 255 号順号 9936 頁。